

子どもの居場所づくり等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市内の子ども食堂及び子どもの居場所の実施団体等に対し、子どもの居場所づくり等に必要な経費を補助することで、安定的・継続的な活動を支援するとともに、子ども(概ね18歳までの者をいう。)たちが安全・安心して過ごせる居場所等の開催回数を増やすことにより、子どもの見守りを強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおり定めることとする。

- (1) 子ども食堂とは、尼崎市内で子どもたちに対し、無料または安価で食事を提供するものをいう。
- (2) 子どもの居場所(子ども食堂を除く)とは、尼崎市内で子どもたちが大人の見守りのもと、気軽に立ち寄り、安全に安心して過ごせる居場所をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、前条に掲げる子ども食堂及び子どもの居場所であり、かつ、次の各号全てに該当するものとし、かつ、子ども食堂については同条第2項、子どもの居場所については同条第3項を満たすものとする。

- (1) 尼崎市在住の主に子どもを対象とした活動であること。
- (2) 広く開放されていること。(市のホームページ等において活動の内容、場所、時間、対象、連絡先等を公開することに同意すること。)
- (3) 支援が必要な子どもを把握した場合、必要に応じて、尼崎市子どもの育ち支援センターいしくあを含めた関係機関につなげるなど、協力すること。
- (4) 概ね月1回以上、定期的に開催すること。ただし、定期的に開催されなくても、夏休み等学校の長期休業期間に集中的に実施するものはこれに含むものとする。
- (5) 開設中は、事故やケガ、不審者の侵入防止などの対策を行い、十分な安全配慮を講じること。
- (6) 政治活動又は宗教活動並びにこれらに類する活動ではないこと。
- (7) 公序良俗に反する活動ではないこと。
- (8) 営利を目的とする活動ではないこと。
- (9) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動ではないこと。
- (10) 交付申請年度において、国、県、市などの公的機関から他制度による補助金(尼崎市子ども食堂食育サポート補助金を除く)又は委託を受けている活動ではないこと。
- (11) 代表者、役員その他団体の意思決定に関与する立場である者が市と利益相反関係にないこと。

(12) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にある団体が行う活動ではないこと

2 対象となる子ども食堂は同条第1項(1)～(12)かつ次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 子どもへの食事を、1月あたり10食以上準備すること。ただし、単にお菓子やジュース等のみの提供は対象としない。

(2) 食中毒予防など衛生管理を講ずること。

(3) 利用料は、無料または材料費等の実費相当額の範囲内とすること。

3 対象となる子どもの居場所(子ども食堂を除く)は同条第1項(1)～(12)かつ次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 1回あたり2時間以上開設していること。

(2) スタッフが開設時間内に常駐していること。

(3) 原則、無料で利用できること。ただし、工作等の事業を実施し、材料費が掛かる場合は、実費相当額の範囲内で利用料を設定することも可とする。

(4) 子どもの居場所として広く開放されていること。

(補助対象経費)

第4条 補助の交付対象となる経費は、活動に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 施設等の使用に要する経費(建物等の賃借料は除く)

(2) 食材の購入に要する経費(市販の弁当や参加者に配布・提供するレトルト・缶詰、お菓子、飲み物なども含む)

(3) 消耗品費(購入金額1品1万円未満のもの)

(4) 行事保険料や食品衛生責任者養成講習会に要する経費

(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

(区分及び補助基準額)

第5条 補助の基準となる額は、次に掲げる額とする。

	区 分	補助基準額	上限額
A	子ども食堂 (食事の提供)	2,000円×活動回数	年間 10万円
B	子どもの居場所 (食事の提供なし)	1,000円×活動回数	年間 5万円
C	子ども食堂 + 子どもの居場所	2,000円×活動回数 + 1,000円×活動回数	年間 10万円 + 年間 5万円

(補助金額)

第 6 条 補助金額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる金額のうち、最も少ない額とする。ただし、100 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。

- (1) 補助対象経費の総額(支出合計)から、利用者からの料金収入及び寄附金を控除した額
- (2) 補助基準額
- (3) 上限額

(交付申請について)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を子どもの居場所づくり等推進事業補助金募集要項に掲げる、募集受付期間内に市長に提出するものとする。

- (1) 子どもの居場所づくり等推進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体構成員(スタッフ)名簿(様式第4号又は任意の様式)
- (5) 「食品関係の営業届」の写し又は営業許可証の写し(直営で1回20食程度以上の食事を提供する子ども食堂の場合のみ)

2 補助金の交付申請は、1申請者あたり1区分を限度する。

(交付の決定について)

第 8 条 市長は、前条の書類の提出があったときは、申請内容が補助金の交付対象に適合するものであるか審査し、適合すると認めたときは、交付を決定し、補助金の交付を決定された者(以下「交付決定者」という。)に対して、子どもの居場所づくり等推進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)を通知するものとする。また、補助金を交付することが不相当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、申請者に対して、子どもの居場所づくり等推進事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)を通知するものとする。

(補助金の交付方法について)

第 9 条 第 8 条に基づく補助金の交付決定後、交付決定者は補助金の交付決定額を概算払いで受け取るものとする。

(事業の変更、廃止等について)

第 10 条 交付決定者は、事業内容の変更により、補助金の交付額の増額を希望する場合、子どもの居場所づくり等推進事業補助金変更交付申請書兼請求書(様式第7号)及び第7条(2)～(5)に掲げる書類のうち、変更のあるものについて提出し、事前に市の承認を得なければならない。市長は、変更内容について審査し、適合すると認めたときは、子どもの居場

所づくり等推進事業補助金変更交付決定通知書(様式第8号)を通知するものとし、交付決定者は、増額分の補助金を新たに概算払いで受け取るものとする。

2 交付決定者は、事業内容を変更又は事業を廃止するため、補助金の交付額を減額しなければならない場合、子どもの居場所づくり等推進事業補助金変更交付・廃止申請書(様式第9号)を提出し、事前に市の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更のものについては、この限りではない。市長は、変更又は廃止内容について審査し、子どもの居場所づくり等推進事業補助金変更交付・廃止決定通知書(様式第10号)を通知するものとし、交付決定者は過払いとなった分の補助金を速やかに返還するものとする。

(立ち入り調査等)

第11条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、交付決定者に対して報告を求め、又は交付決定者の承諾を得た上で職員に当該交付決定者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、次に掲げる場合には、第8条及び第10条の決定の内容の全部若しくは一部を変更、又は取り消しすることができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 本要綱の定義や要件を満たさなかったことが判明した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 子ども及びスタッフの安全配慮義務に違反した場合
- (5) 申請内容の虚偽、そのほか国や県、その他類似する制度(補助金、委託金等)の要綱や規程に違反していることが判明した場合
- (6) 立ち入り調査等において、活動実態が把握できなかった場合
- (7) 補助対象者(団体にあつては、代表者の他、その構成員を含む。)が補助事業の中で暴力、暴言、ハラスメントなど不適切な行為があったと認められた場合
- (8) 補助金の交付決定内容、これに付けた条件、命令又は法令に違反した場合

2 市長は、前項の規定により全部若しくは一部を変更又は取り消した場合においては、子どもの居場所づくり等推進事業補助金交付決定変更・取消書(様式第11号)を通知するものとする。これにより、交付決定者は、補助金の一部又は全額を速やかに市長返還しなければならない。

(実績報告について)

第13条 交付決定者は、次の各号に掲げる書類を、事業完了後、市長が別途定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 子どもの居場所づくり等推進事業補助金実績報告書(様式第12号)

- (2) 収支決算書(様式第 13号)
- (3) 領収書、レシートの原本(様式第 13号又は任意の様式に貼り付け)
- (4) 活動回数等報告書(様式第14号)
- (5) 事業活動時の写真
- (6) 事業実施が分かるもの(ちらし、メニュー表など)

(補助金の額の確定及び精算について)

第 14 条 市長は、前条に基づく実績報告書の提出を受けたときは、報告書及び領収書等根拠資料の書類審査により、当該報告に係る補助対象事業の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、前条で交付すべき補助金の額(補助金交付確定額)を確定したのち、第 9 条及び第 10 条に基づき交付した補助金(補助金交付決定済額)の精算を行い、子どもの居場所づくり等推進事業補助金確定通知書兼精算書(様式第 15号)で通知する。

3 交付決定者は、補助金交付決定済額が補助金交付確定額を超過している場合は、概算払いで既に受け取っている超過分の補助金を期日までに市に返還するものとする。

(その他)

第 15 条 この規則に定めのない事項については、その他の法令の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。